## 白山都市計画公園の変更(石川県決定)

都市計画公園中 6・6・1 号手取公園を6・6・2 号手取公園に、7・5・1 号舟岡山公園を8・5・1 号舟岡山公園に名称を改め、5・5・1 号松任海浜公園ほか2 公園を次のように変更する。

	名称		位置	面 積	備考
種別	番号	公園名	1 <u>V</u> . <u>II</u> .	川 作	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
総合	5 · 5 · 1	松任海浜公園	白山市徳光町、相川町	約 21.3ha	
運動	6 • 5 • 1	松任総合運動公園	白山市倉光、村井町	約 18.5ha	
運動	6 · 6 · 2	手取公園	白山市平加町、美川和波町、美川永代町、美川永代町、美川南町、湊町及び川北町字朝日	約 61.7ha	
特殊	8 • 5 • 1	舟岡山公園	白山市八幡町	約 11.3ha	
広域	9 • 6 • 1	白山ろくテーマパーク	自山市吉野、河合町、若 原町、下野町、上野町、 釜清水町、河内町吉岡及 び河内町江津	約 128. 2ha	

<sup>「</sup>区域は計画図表示のとおり」

## 理由

石川県では、市町村合併に伴い「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」及び「鶴来都市計画区域」を一つの都市計画区域である「白山都市計画区域」として統合し、一体の都市として統合的に整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域統合に伴い、松任都市計画公園、美川都市計画公園、鶴来都市計画公園を白山都市計画公園とするなど都市計画公園名等を変更するとともに、公園の区域面積について変更を行うものである。

具体的には、7・5・1 号舟岡山公園について、史跡公園と町民の憩いの場として、昭和 32 年に都市計画決定されたが、今回、現在の平面図において、現況の地形地物等を勘案し区域を求積した結果、面積を 12.4ha から 11.3ha に変更する。また、名称についても、当該公園が歴史的意義を有していることから、「7・5・1 号舟岡山公園」を、歴史公園である「8・5・1 号舟岡山公園」に変更する。

 $6 \cdot 6 \cdot 1$  号手取公園については公園及び位置の名称の変更、その他の $5 \cdot 5 \cdot 1$  号松任海浜公園、 $6 \cdot 5 \cdot 1$  号松任総合運動公園、 $9 \cdot 6 \cdot 1$  号白山ろくテーマパークについては位置名称の変更を行う。